

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都多摩市諏訪三丁目二番地、最後の住所東京都福生市武蔵野台一丁目三番地二番地三番地二〇八号室
被相続人 亡 徳永 岱子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日
事務所東京都新宿区市谷本村町二番一五号
外濠スカイビル五階 四谷外濠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区笹塚三丁目二六番、最後の住所新潟市中央区山二ツ一丁目二番六号桜井マンション三〇五号
被相続人 亡 光永 幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日
事務所新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地西堀一番町ビル五〇一五号 エスペランサ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮川 貴浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市関口七五七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 佐藤 修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日
新潟県胎内市表町六番一七一六号 二階
相続財産清算人 弁護士 石戸 裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中央市布施一八九八番地六一、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 今井 恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

山梨県甲府市中央一丁目二番三〇号小野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 馬場 健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市村井町南一丁目六三四番地イ、最後の住所長野県松本市村井町北二丁目一二番二七号
被相続人 亡 千野 勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

長野県松本市白坂一丁目九番四三三号

相続財産清算人 司法書士法人古川綜合事務所 社員 古川 静男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市泉西郷町三丁目三一番地一、最後の住所岐阜県土岐市泉西郷町三丁目三一番地
被相続人 亡 今井 敏美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

岐阜県多治見市大日町二一 大日ビル三三三号

多治見ききよう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木下 貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市下郷一七二八番地九、最後の住所岐阜県岐阜市下郷一七二八番地九
被相続人 亡 河合 宏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

事務所岐阜市今沢町六一五 今沢町細野ビル二階 岐阜シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柳場 雄貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区宝地町二〇〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 伊藤 民子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

名古屋市中区丸の内三丁目二番二二番三三番号 佐美丸の内ビル二階坪内・高井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 今津 裕武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市南大清水町字元町三三八番地一、最後の住所愛知県豊橋市南大清水町字元町三三八番地の一
被相続人 亡 中神 勝行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

愛知県豊橋市中柴町七四番地 丸美ロイヤルマンション中柴二階 たじま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田嶋 久資

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府舞鶴市宇竹屋二九番地、最後の住所京都府舞鶴市森町二二番地一
被相続人 亡 小幡 貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

事務所京都府舞鶴市宇引土二五七番地二 サコダビル二階 黒木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒木 寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区灘北通五丁目三番地、最後の住所神戸市須磨区千歳町四丁目三番三九一六〇三番
被相続人 亡 正木 淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

神戸市中央区相生町一丁目一番一六号神戸クロエビル七〇一八号ハーパーロード法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小坂 祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市佐野二〇三五番地、最後の住所兵庫県淡路市佐野二〇三五番地
被相続人 亡 増田恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

神戸市中央区中町通二丁目三番二二番 三共

神戸ツインビル八階 フローラ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高本 直彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市木田余二五七〇番地三、最後の住所和歌山県有田郡有田川町大字中井原一四七番地二
被相続人 亡 天谷 裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年九月八日

和歌山県北ノ新地一丁目一番地 石田真由

司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 石田 真由

第42期決算公告			
令和8年8月19日 北海道石狩市新港中央3丁目762-10			
株式会社オビコ			
代表取締役社長 富永 和範			
貸借対照表の要旨(令和8年6月20日現在)			
科 目		金 額(百万円)	
資産の部	流動資産	663	
	固定資産	192	
	資産合計	855	
負債の部	流動負債	495	
	固定負債	1	
	負債合計	496	
純資産の部	資本金	359	
	剰余金	50	
	準備金	309	
純資産の部	純資産合計	359	
	負債・純資産合計	855	